
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**
項目 **第 494 回企業会計基準委員会及び第 83 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 83 回税効果会計専門委員会（2023 年 1 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 494 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計については、現行の枠組みにおいて税効果会計を適用すべきか否かが、税効果会計基準及び税効果適用指針等において明らかではないことを踏まえると、比較可能性等の観点からも特例的な取扱いを一律適用とすべきである。
3. 本実務対応報告における特例的な取扱いを適用せず、税効果適用指針第 44 項の定めによる原則的な処理を行うことを否定するほどではないとも考えられるが、実務上の懸念も考慮すれば、強制適用するという意見に同意する。
4. これまでの税制改正における対応においては、特例的な取扱いを選択適用としていたが、今回の第 2 の柱モデルルールについては、税効果会計を適用とした場合の見積りの困難性や、我が国のみでの適用となるものではなく国際的にも議論が継続している状況であることなどを踏まえると、これまでの取扱いと異なる対応とすることも考えられる。
5. 本実務対応報告における特例的な取扱いを定めた後には、税効果適用指針等の会計基準等の改正の要否の検討の際には、追加的な開示を行うか否かも含めて検討していただきたい。

第 83 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

6. IASB が 2023 年 1 月 9 日に公表した公開草案「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール（IAS 第 12 号の修正案）」（以下「IAS 第 12 号公開草案」という。）では、一時的な例外を適用している旨以外にも様々な開示を要求している一方、本実務対応報告では、本実務対応報告を適用している旨のみの開示が要求されている。この点、

IAS 第 12 号公開草案と同様の開示を提案しないことについて、コメントの募集の質問項目に加えてはどうか。

7. 本実務対応報告に関する適用範囲について、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれる企業を対象とするとされているが、グローバル・ミニマム課税制度の影響があるか否かを見込むこと自体が困難な企業も想定される。そのため、適用範囲を絞らずに、一律に本実務対応報告を適用することとしてはどうか。
8. 本実務対応報告の提案は、我が国の税法のみを対象としているが、在外子会社の財務諸表について、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の当面の取扱いを適用せずに、原則通り日本基準に修正して連結決算手続上利用することも想定し、我が国の税法のみならず、第 2 の柱モデルルールに関連する税法を対象とすることを検討してはどうか。
9. IAS 第 12 号公開草案の最終化が、我が国の会社法決算の承認日までに間に合わない可能性が考えられる。そのため、実務対応報告第 18 号の当面の取扱いを適用し、IFRS により作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用する場合においても、グローバル・ミニマム課税制度の影響を決算に反映しないような取扱いを設けることを検討してはどうか。

以 上